

小・中学校、学童保育室、校庭開放の 利用変更についてののお知らせ

国からの緊急事態宣言が発出され、併せて埼玉県知事からも緊急事態措置が示されました。

「新型コロナウイルス感染症拡大防止」のため市内小中学校が5月6日まで臨時休業となりましたが、公立学童保育室、市内小学校の児童一時受け入れについては下記の通りですが、4月15日現在、市のホームページにおいて4月11日及び13日付けで更新されたものであり、状況に応じて変更になる場合もあります。

●公立学童保育室は、利用

の自粛を要請すると共に、対象児童は小学校1年生から6年生までの児童で、4月13日から5月6日まで、平日午後2時から午後7時まで、土曜は午前8時から午後7時まで保育を実施します。日曜、祝日の対応はありません。民間学童保育室については公立学童保育室と同様の対応を要請しています。

●小学校の一時受け入れ利用の自粛を要請すると共に、対象児童は小学校1年生から3年生までの児童及び特別支援学級の児童・生

徒で、やむを得ない理由により自宅で一人で過ごすことができない場合は、4月13日から5月1日までの間、平日は午前8時30分から午後3時まで受け入れをすることとなりました。土曜、日曜、祝日の対応はありません。

●小・中学校の校庭開放は、児童生徒の健康保持及び運動する機会を確保する観点から4月11日から5月6日までの午後1時から4時まで、在校している校庭が開放されることとなりました。利用対象者は在校生で必ず保護者と一緒に利用していただくこととします。